

意見案第9号

所得税法の寡婦（寡夫）控除の拡大を求める意見書

(原案可決)

寡婦（寡夫）控除は、配偶者と死別または離婚した後、再度結婚していない人で、子どもを養育しているひとり親などに対し、一定の所得控除を適用する税制優遇制度です。この寡婦（寡夫）控除は、当初から未婚のまま子どもを産み育てているひとり親世帯には適用されません。

寡婦（寡夫）控除が適用されない未婚のひとり親の場合、死別または離婚のひとり親と同収入であっても、課税される所得金額が最大35万円高くなるため、その分所得税が高くなります。また、寡婦（寡夫）控除が適用されないことによる影響は、来年度に始まる大学生の「給付型奨学金」の額に差が生じるなど、税負担以外にも及びます。

寡婦（寡夫）控除は担税力（税金を負担する能力）の低い人の税負担を軽減する目的で設けられた制度です。ひとり親になった理由は担税力とはまったく関係がなく、婚姻歴の有無で負担に差をつけることは合理的な理由のない差別であり憲法違反だとして、日本弁護士連合会は、未婚のひとり親にも控除が適用されるように寡婦（寡夫）の定義を変更するよう要望書を出しています。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。

住民税については、今般の地方税法の改正により対象となりましたが、所得税についてはいまだに対象となっておらず、早急な改正が必要です。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう要望します。

記

1. 寡婦（寡夫）控除制度における未婚のひとり親に対する不公平をなくすため、寡婦（寡夫）控除を未婚のひとり親世帯まで拡大する法律改正を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年12月16日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 宛各通

意見案第10号

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

(原案可決)

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年12月16日

北海道恵庭市議会

内閣総理大臣、国家公安委員長 宛各通

スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書

(原案可決)

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっている。例えば、機械化が難しいとされ手作業でなければできない危険な作業や、きつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛り付けなど多くの雇用労力に頼っているが労働力の確保が困難であったり、一人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されている。

こうした状況を打破するため、政府は2022年度までに、様々な現場で導入可能なスマート農業技術が開発され、農業者のスマート農業に関する相談体制が整うなど、スマート農業の本格的な現場実装を着実に進める環境を整えるため、「農業新技術の現場実装推進プログラム」に即した取り組みを進めようとしている。これにより農業現場が抱える農業従事者の減少や農業の生産性の向上といった課題に対応することが期待されるが、各々の施策が着実に現場において推進されなければならない。

そこで、「農業新技術の現場実装推進プログラム」が農業者だけでなく、企業、研究機関、行政機関などの関係者を巻き込んで推進できるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

記

1. 農業経営の将来像を示し先進的な農業経営の姿を地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で提示すること。
2. 技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう現場の意見を把握しながら推進すること。
3. 技術実装は「失敗と成功」の不断の努力が必要であり、KPIを把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和元年12月16日

北海道恵庭市議会

内閣総理大臣、農林水産大臣 宛各通

意見案第 12 号

国会における憲法論議についての意見書

(原案可決)

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たして来た。

一方で、憲法施行当時と比較して、我が国を取り巻く国内外の諸情勢は、大きく変化しているものの、今日に至るまでの 70 年を超えるこの間、一度も改正が行われていない。

このような状況の中、我が国においては、平成 19 年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立し、これに伴い、衆参両院に、憲法改正原案等を審査する憲法審査会が設置され、憲法第 96 条に定める改正のための国民投票が可能となったところではあるが、国民による議論が進展しているとは言い難い状況にある。

新しい時代にふさわしい国家の在り方を構想し、主権者である国民において幅広く議論されるよう努めることは、憲法改正の発議権を有し、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。

よって、国においては、日本国憲法について、国民の広範な理解が得られるよう、国会の憲法審査会で丁寧な議論を進めるよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

令和元年 12 月 16 日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛各通